

秋田県公報

目 次

ページ

告 示

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(二九七・福)

社政策課	1
○生活保護法による医療機関の指定(二九八・福祉政策課)	1
○生活保護法による施術者の指定(二九九・福祉政策課)	2
○介護保険法による指定市町村事務受託法人の指定(三〇〇・長寿社会課)	2
○道路区域の変更(三〇一・道路課)	2
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)	2
○土地改良区の役員の変更及び就任の届出(雄勝地域振興局農林部)	3
○一般競争入札の実施(義務教育課)	4
労働委員会告示	

○秋田県労働委員会のあるせん員候補者の氏名、履歴等(四)	4
------------------------------	---

秋田県告示第二百九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十年七月四日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
株式会社タカハシ薬局三の丸店	株式会社タカハシ薬局 代表取締役	大館市字三ノ丸九十二	平成二十年五月六日
西目調剤薬局	有限会社エース・コーポレーション 代表取締役	由利本荘市西目町沼田字新道下二一九十二	平成二十年五月六日
秋野歯科医院	秋野 博 尚	湯沢市横堀字旭町三十七	平成二十年三月三十一日

秋田県告示第二百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十年七月四日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
ナースステーションふきのとう	有限会社 介護のパートナーです 代表取締役	横手市山内土渕字中島八六一一	訪問看護	平成二十年四月一日
株式会社タカハシ薬局三の丸店	株式会社タカハシ薬局 代表取締役	大館市字長倉百二十一番地	調剤薬局	平成二十年五月七日
西目調剤薬局	有限会社エース・コーポレーション 代表取締役	由利本荘市西目町沼田字新道下二番地九十	調剤薬局	平成二十年五月七日
秋野歯科医院	秋野 一 尚	湯沢市横堀字旭町三十七	歯科	平成二十年四月一日
たものき内科クリニック	田面木 友久	大館市常盤木町二十一番八号	内科、胃腸科	平成二十年六月四日

秋田県告示第二百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施

術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成二十年七月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	業 務 の 種 類	指 定 年 月 日
渡 辺 浩 太	わたなべ鍼灸接骨院	能代市字沼ノ上十四十五	柔道整復	平成二十年五月二日
森 元 利 和	さくら接骨院	大仙市戸蒔字谷地添六十九四	柔道整復	平成二十年四月一日

秋田県告示第三百号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四条の二に規

定する指定市町村事務受託法人を指定したので、同法令第十一条六の規定に基づき、公示する。

平成二十年七月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	申 請 者 及 び 代 表 者	申 請 者 所 在 地	指 定 年 月 日	受 託 事 務 の 種 類
かいせい居宅介護 支援センター	男鹿市船越字前野四十三番地の一	社会福祉法人男鹿偕生会 理事 長 田 沼 昭 男	男鹿市脇本浦田字坂ノ上三十九番地の一	平成二十年七月一日	居宅サービス 等の提供有無

秋田県告示第三百一十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成二十年七月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道 路 の 種 類	旧 新 別	路 線 名	区 間		敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)	延 長 (キ ロメ ー ト ル)
			新	旧		
県 道	新	土崎港秋田線	A	秋田市將軍野南五丁目四七番六地先から外旭川字鳥谷場三番一地先ま	六・〇〇〇一・七〇	〇・〇六八
			B	〃	五・四〇〇一・八・〇〇	〇・〇九四
〃	〃	〃	A	〃	五・四〇〇一・八・〇〇	〇・〇九四
			B	〃	五・四〇〇一・八・〇〇	〇・〇九四

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年七月四日から同月十七日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十

条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年七月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成二十年六月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 障害者アクアレックス ミラクルスイ

三 代表者の氏名

谷 内 祐 子

四 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市八橋本町三丁目二十番二十二号インナーパレ

二〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く障害児・者に対するマンツーマン、グループ、親子でのアクアレックス事業（水の特性を活かした心身のリラクゼーションや適度な運動等）や、障害児・者施設団体、養護学校等でのアクアレックス普及のための指導者養成、派遣を通して障害者スポーツの普及啓発と理解促進を図るなど、障害児・者およびその家族等の心身の健全な向上と、積極的な社会参加への推進を図ることを目的とする。そしてそのことで得られた楽しさや喜びをともに分かち合いながら、障害児・者の明るい未来へともに邁進していこうとするものである。

六 定款の変更内容

会員の種別の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、羽後町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年七月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

雄勝郡羽後町足田字土館六八番地

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

雄勝郡羽後町林崎字林崎四〇番地

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

柴田 均

渡邊 武吉

佐々木孝一

池田 茂男

畑山 吉郎

藤原恵太郎

藤原 一衛

丹 孝一

佐藤 虎雄

三浦 忠司

篠木 清作

佐藤 金一

小松 正行

斎藤 喜光

柴田 均

藤原 一衛

長谷山重吉

藤原 重栄

篠木 清作

渡邊 武吉

藤原 繁朗

佐々木孝一

今泉 久

長谷山徳男

小坂 富男

長谷山 毅

池田 茂男

小松 正行

三浦 忠司

山本 征志

佐々木 進

柴田 輝男

仙道 吉克

柴田 輝男

仙道 吉克

柴田 輝男

丹 孝一

仙道 吉克

仙道 吉克

仙道 吉克

仙道 吉克

仙道 吉克

仙道 吉克

二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年七月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 業務名

教員免許状原簿電子データ化業務

(二) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日から平成二十一年三月十九日（木）まで

二 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たし、本業務に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 当該入札に係る入札説明書の交付を受けていること。

(三) 財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークの使用許諾又は情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。

(四) 過去五年の間に国又は地方公共団体が管理する個人情報のデータ入力業務を履行した実績を有すること。

(五) 秋田県内に本社、支社又は営業所のいずれかを有していること。

(六) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(七) 秋田県税及び社会保険料の滞納がないこと。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇一八五八〇 秋田市山王三丁目一番一

秋田県教育庁義務教育課教員免許班（秋田県庁第二庁舎七

階）

電話番号〇一八八六〇一五一四二

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九

号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十年七

月四日（金）から同月十五日（火）までの期間、(一)の場所

において随時交付する。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和

氏名	職	業	関	歴	委嘱年月日
阿部 讓二	公益委員(会長) 弁護士		秋田弁護士会会長		昭和六十三年一月二十六日
古田 重明	公益委員(会長代理) ノースアジア大学教授		秋田経済法科大学法学部長		昭和五十九年十二月十二日
小西 尚志	公益委員 秋田大学名誉教授		秋田大学教育文化学部長		平成六年十二月一日
湊 貴美男	公益委員 弁護士		秋田弁護士会会長		平成十二年十二月一日
古谷 薫	公益委員 弁護士		秋田弁護士会副会長		平成十二年十二月一日
工藤 雅志	労働者委員 日本労働組合総連合会秋田県連合会会長		自治労秋田県本部中央執行委員長		平成十八年十二月一日
阿部 康夫	労働者委員 全日通労働組合秋田支部執行委員長		全日通労働組合秋田支部書記長		平成十年十二月一日
米塚 一成	労働者委員 ジエイ・エイ・エム北東北顧問		ジエイ・エイ・エム秋田執行委員長		平成十六年十二月一日
清水 尚子	労働者委員 ボートピア河辺労働組合執行委員長		日本労働組合総連合会秋田県連合会女性委員会副委員長		平成十五年十二月一日
宇佐美 豊	労働者委員 秋田県東北電力総連会長		東北電力労働組合秋田県本部委員長		平成十八年十二月一日
高野 力	使用者委員 (社)秋田県経営者協会専務理事		(社)秋田県経営者協会秋田支部専務理事		平成二十年六月二十四日

- 四 入札執行の日時及び場所
平成二十年七月二十四日(木)午後一時三十分
秋田県庁第二庁舎八階八十一会議室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (二) 入札参加資格の確認
入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出場所
三(一)に同じ。

- (2) 提出方法
持参又は郵送とする。
- (3) 提出期限
平成二十年七月十六日(水)午後五時十五分までとする。
- (四) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (五) 入札の無効
規則第六十六条に規定するところによる。
- (六) 落札者の決定方法

労働委員会告示

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(六) 契約書作成の要否 要

(七) その他
詳細は、入札説明書による。

秋田県労働委員会告示第四号

労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、秋田県労働委員会のある職員候補者の氏名、閏歴等を次のとおり公示する。

平成二十年七月四日

秋田県労働委員会会長 阿部 讓二

の誤り。

やしま調剤薬局	有限会社なかみ 代表取締役	由利本荘市矢島町七日町字曲り測百二十三―一	調剤薬局	平成二十年三月十五日
脇本クリニク	山城 清 司	男鹿市脇本脇本字上野百十一―四	内科、泌尿器科	平成二十年三月二十四日
名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日

有限会社なかみ 代表取締役	山城 清 司	由利本荘市矢島町七日町字曲り測百二十三―一	調剤薬局	平成二十年三月十五日
開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日	

は、

正 誤

平成二十年四月十八日(第九百七十一号)掲載の秋田県告示
 第百八十八号(生活保護法による医療機関の指定)
 (原稿誤り)
 一ページの表中、

伊藤 雅夫	秋田県労働委員会事務局審査調整課長	秋田県教育庁総務課総合調整主幹	平成二十年四月二十二日
三浦 義秀	秋田県労働委員会事務局長	秋田県出納局参事兼会計管財課長	平成二十年四月二十二日
小宅 鍊	使用者委員 北光金属工業㈱代表取締役社長	北光金属工業㈱取締役副社長	平成二十年五月二十七日
吉田 和枝	使用者委員 吉田興業㈱代表取締役社長	吉田興業㈱取締役	平成十六年十二月一日
三浦 潔	使用者委員 秋田三菱自動車販売㈱取締役社長	秋田三菱自動車販売㈱専務取締役	平成十四年十二月一日
伊藤 博	使用者委員 秋田中央交通㈱専務取締役	秋田中央交通㈱常務取締役	平成十三年九月二十五日

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
松原繁雄